

小田原市緑の基本計画改訂増補版

はじめに

本市はこれまで、平成8年3月に策定した小田原市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）に基づき緑の保全・創出・啓発・都市公園の整備等を進めてきました。そして、「緑の基本計画」策定から20年が経過する中、平成28年3月に、都市公園や身近な緑をめぐる市民意識・要望の変遷、生活空間に近いところでの更なる緑化推進のニーズの高まり、小田原の豊かな自然環境を更に育てる必要性、さらには交流人口の拡大に花や緑が果たす役割の重要性などを鑑み、大幅な計画の改訂を行いました。

改訂後は、「いのち・暮らし・なりわいを支える持続可能なみどりをめざして」を基本理念として掲げ、緑の保全・整備・啓発などに係る様々な施策を推進してまいりました。

緑の基本計画改訂後、5年が経過した中で、まちづくりに当たっては、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースに、景観、環境、防災、体験・学習・交流、にぎわい等の多面的な機能の役割が求められていること、公園ストックの老朽化・魅力の低下や公共空間の有効活用の要請など、公園の質的向上が課題となっていることなどが挙げられます。

また、人口減少、超高齢社会、気候変動、農地の遊休地化、さらには、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大など、緑を取り巻く社会背景も大きく変化しており、多様化する公園や緑に対するニーズに応えていくには、行政による取り組みだけでは限界があります。これからは、官民の連携を深めながら、公園や緑地を適正に管理・運営し続けていくための体制の構築や、的確な情報発信などに加え、新生活様式への対応も含め、新しい魅力を創出していく仕組みを築いていくことが求められています。

国においても、都市の緑の機能に対する社会的要請が高まっていること、都市公園等の量的拡大の中で質の低下が見られること、その一方で人口減少、少子高齢化社会を迎え、財政制約や行政における人的資源には限界があること、企業や市民の意識の高まりのもと民有地の緑化等が進んでいることなどを背景に、これから緑をより質の高いものとするためには、ストック活用、官民連携を進めること、併せて、農と調和したまちづくりを進めることが重要という観点から、平成29年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されました。

一方、平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取り組みを推進することが盛り込まれました。グリーンインフラの取り組みを通じて、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用し、防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献など持続可能な地域社会の形成を進めることが重要とされました。

今後も、市民や事業者の皆様とより一層連携し、「緑の基本計画」の基本理念の実現に向けて取り組んでまいります。

目次

1 小田原市緑の基本計画改訂の趣旨

- 1-1. 改訂の理由----- p 1
- 1-2. 改訂の基本方針----- p 1
- 1-3. 今回の改訂スケジュール----- p 2

2 第6章「みどりの推進施策」に係る改訂

- 2-1. 緑の基本計画改訂後の施策の実績一覧----- p 3
- 2-2. 緑の基本計画改訂後の事業内容の変更一覧----- p 18
- 2-3. みどりの重点施策に対する数値目標の修正----- p 28

3 第7章「地域別計画」に係る改訂

- 3-1. 第6章の変更に伴う修正及び追記----- p 30
- 3-2. 片浦地域の主な事業・取り組み----- p 31
- 3-3. 中央地域の主な事業・取り組み----- p 32
- 3-4. 富水・桜井地域の主な事業・取り組み----- p 33
- 3-5. 川東北部地域の主な事業・取り組み----- p 34
- 3-6. 川東南部地域の主な事業・取り組み----- p 35
- 3-7. 橋地域の主な事業・取り組み----- p 36

4 制度改正に伴う「生産緑地地区」の記載事項の追加

- 4-1. 都市農地の保全----- p 37
- 4-2. 生産緑地地区の基本的方針----- p 38

5 「グリーンインフラ」に関する記述の追加

- 5-1. グリーンインフラとは----- p 39
- 5-2. グリーンインフラの動向----- p 41

1 小田原市緑の基本計画改訂の趣旨

1-1. 改訂の理由

小田原市では、平成8年3月に「緑の基本計画」を策定し、平成28年3月には、本市を取り巻く社会情勢の変化、法改正、市民ニーズの多様化などを踏まえ、本市の将来の緑のあるべき姿を明らかにするとともに、市民、企業、行政などが一体となって緑のまちづくりに取り組んでいくため、大幅な計画の改訂を行いました。

平成28年3月の改訂から、5年が経過し、地球温暖化の進行、地震、台風などへの防災・減災対応、全国的な社会情勢として、人口減少社会の到来、超高齢化社会の進展などの変化とともに、生物多様性の保全や緑を取り巻く環境の変化など、市を取り巻く状況は刻々と変化してきています。

このような中、平成28年の緑の基本計画改訂後の施策の取り組みを実績の形で整理するとともに、関連計画との時点修正を行うこととしました。

平成29年6月の都市緑地法等の一部改正、本計画全体の施策の進捗状況の確認や本市の上位計画である「おだわら TRY プラン(第5次小田原市総合計画)後期基本計画」の策定及び「小田原市環境基本計画」等の関連計画が改訂されており、このため、「小田原市みどりの審議会」において審議を経て、「小田原市緑の基本計画改訂版」を策定することといたしました。

1-2. 改訂の基本方針

今回の改訂では、平成28年3月版の緑の基本計画の施策の進展状況を確認するとともに、関連法令の改正・関連計画の改訂に伴う現行計画の内容変更及び課題の整理を行う一部改訂とします。

計画書の改訂版は、別冊（増補版）として作成し、施策の進展状況を確認するため、第6章「みどりの推進施策」、第7章「地域別計画」の時点修正を行うものとします。

このことについては、小田原市みどりの審議会規則（平成29年3月31日 規則第7号）に基づいて設置された「小田原市みどりの審議会」に諮り了承を得て、市として決定しました。

1-3. 今回の改訂スケジュール

